

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障がい者支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

養父市は、障がい者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

養父市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者支援に関する事務
②事務の概要	<p>1 障害福祉サービス等支給関係事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に従い、障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用者の情報を管理するとともに、それに基づく障害福祉サービスや障害児通所支援等の給付費等の算定、給付管理を行う。具体的には、以下①～⑥のとおり。 ①【資格】申請に基づきサービス受給情報を入力し、各種受給者証を発行 ②【資格】①の受給情報入力時に住民記録情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に住民情報を照会 ③【資格】①の受給情報に関する負担上限月額算定時に所得情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に所得情報を照会 ④【資格】受給情報を国保連合会へ伝送、国保連合会から受領した結果情報を自立支援システムへ取り込み ⑤【給付】国保連合会から受領した各種給付費点検データを自立支援システムへ取り込み ⑥【給付】給付費点検後、返戻データ、過誤データを国保連合会へ伝送、国保連合会から受領した結果情報を自立支援システムへ取り込み</p> <p>2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)関係事務 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の申請、届出及び交付手続の管理を行う。具体的には、以下①～③のとおり。 ①【資格】申請及び届出内容に基づき資格情報を入力し、申請書類及び届出書類を兵庫県へ進達 ②【資格】①の受給情報入力時に住民記録情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に住民情報を照会 ②【資格】自立支援医療(精神通院)に係る事務については、②に加え、①の資格情報に関する負担上限月額算定時に所得情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に所得情報を照会 ③【資格】兵庫県における審査結果を入力し、申請者へ通知及び認定者に対しては、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療(精神通院)受給者証を交付</p> <p>3 自立支援医療(育成医療及び更生医療)関係事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、自立支援医療(育成医療及び更生医療)の申請、届出、支給認定、受給者証の交付及び自立支援医療費給付管理を行う。具体的には、以下の①～⑤のとおり。 ①【資格】申請及び届出内容に基づき資格情報を入力し、各受給者証を発行 ①【資格】自立支援医療(更生医療)に係る事務については、①に加え、受給者証を発行する根拠となる資料を得るため、兵庫県へ判定を依頼 ②【資格】①の受給情報入力時に住民記録情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に住民情報を照会 ③【資格】①の資格情報に関する負担上限月額算定時に所得情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に所得情報を照会 ④【給付】国保連合会及び社会保険支払基金から受領した各種給付費点検データを障害福祉システムへ取り込み ⑤【給付】給付費点検後、返戻及び過誤について、審査機関へ連絡</p> <p>4 補装具費支給及び日常生活用具給付関係事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、補装具費支給事業及び日常生活用具給付事業に関する情報を管理するとともに、それに基づく支給費等の算定、給付管理を行う。具体的には、以下①～⑥のとおり。 ①【資格】申請内容に基づき資格情報を入力 ②【資格】①の申請内容入力時に住民記録情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に住民情報を照会 ③【資格】①の申請情報に関する負担上限月額算定時に所得情報を参照 本人及び世帯員情報の確認時、必要に応じて他地方公共団体に所得情報を照会 ④【資格】本人に対し行った補装具費支給又は日常生活用具給付について決定結果を障害福祉システムに登録 ⑤【給付】本人又は代理受領契約業者から提出された支給券情報又は給付券情報を障害福祉システムへ取り込み ⑥【給付】本人又は代理受領契約業者に対して行った補装具費及び日常生活用具給付費支給結果を障害福祉システムに登録</p>
③システムの名称	<p>1. 障害福祉管理システム 2. 総合支援給付システム 3. 児童通所給付システム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバ</p>

2. 特定個人情報ファイル名

障害福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、「別表第一省令」という。)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるものとされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 (8、11、12、14、34、47、84の項)</p> <p>(2)別表第一省令 ・第8条、第11条、第14条、第38条、第60条</p> <p>(3)①番号法 ・第9条第2項</p> <p>②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二省令」という。) 又は「番号法第19条第15号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、「特定個人情報保護委員会規則(案)」という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第19条第8号 別表第二(10、11、12、16、19、25、26、56の2、57、67、68、69、85、87、88、108、109、110、116、119の項)</p> <p>(2)別表第二省令 ・第9条、第10条、第12条、第18条、第19条、第30条、第31条、第38条、第44条、第55条</p> <p>(3)①番号法 ・第19条第15号</p> <p>②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	養父市 健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 社会福祉課 079-662-3162

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	課長 井垣 信子	課長 岡 和昭	事後	人事異動に伴う変更
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数起算日	H27.10.1	2019/6/1	事後	見直しに伴う変更
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数起算日	H27.10.1	2019/6/1	事後	見直しに伴う変更
令和1年6月30日	IVリスク対策	(記載なし)	1～9追加	事後	様式変更に伴う変更
令和3年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	企画総務部 総務財政課	経営企画部 経営総務課	事後	組織改編による修正
令和3年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数起算日	令和1年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和3年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数起算日	令和1年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和3年6月30日	I 関連情報 4.②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二省令」という。)</p> <p>又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、「特定個人情報保護委員会規則(案)」)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二(10、11、12、16、19、25、26、56の2、57、67、68、69、85、87、88、108、109、110、116、119の項)</p> <p>(2)別表第二省令 ・第9条、第10条、第12条、第18条、第19条、第30条、第31条、第38条、第44条、第55条</p> <p>(3)①番号法 ・第19条第14号</p> <p>②特定個人情報保護委員会規則(案)</p> <p>③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二省令」という。)</p> <p>又は「番号法第19条第15号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、「特定個人情報保護委員会規則(案)」)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第19条第8号 別表第二(10、11、12、16、19、25、26、56の2、57、67、68、69、85、87、88、108、109、110、116、119の項)</p> <p>(2)別表第二省令 ・第9条、第10条、第12条、第18条、第19条、第30条、第31条、第38条、第44条、第55条</p> <p>(3)①番号法 ・第19条第15号</p> <p>②特定個人情報保護委員会規則(案)</p> <p>③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの